

監査請求「通知」から

本件基本協定書第 19 条第 4 項第 4 号と第 13 条の 2 の関係について確認したところ、IR 推進局からは、次のとおり説明があった。(一部、表現を簡略化、SPC=IR カジノ会社)

- ・19 条 4 項は、SPC が解除権を行使できる場合の条件を規定したもので、当該規定によって本市として「適切な措置（費用負担を含む。）を講」ずべき義務を負っているわけではなく、13 条 2 で定める本市の負担義務の範囲・程度に影響を及ぼすものではない。

- ・夢洲は、長期的で顕著な地盤沈下や不均質で若齢な埋立地盤といった特有の軟弱な地盤特性を有しているところ、土地利用に際して必要となる地盤沈下対策は、SPC が自ら実施することとしており、SPC は、当該対策に係る費用、汚染残土の処分費用における普通残土の処分費相当額等その他の開発時等に一般的に要する費用を「設置運営事業予定者が作成した設置運営事業に係る事業計画において設置運営事業予定者の負担として計画している工事費等」（以下「SPC 計画工事費等」といい、その対象工事を「SPC 計画工事」という。）として見込んでいる。

- ・この点、現時点において、SPC 計画工事による対策の対象としている事象以外で、19 条 4 項 4 号①に規定する「設置運営事業の実現、運営、投資リターンに著しい悪影響を与える本件土地又はその土壤に関する事象（地盤沈下、液状化、土壤汚染、残土・汚泥処分等の地盤条件に係る事象を含むがこれらに限らない。）」(以下「本件事象」という。)について対応の必要が具体的に見込まれているのは、13 条 2 第 1 項に規定する土地課題対策のうち、本件 IR 施設の整備に必要な対策であり、議決済債務負担行為として予算に定めた上限額(788 億円)を見込んでいる。

- ・そのため、19 条 4 項 4 号①の適用が問題となるのは、SPC 計画工事費等や前記土地課題対策費用の範囲を超える対策等の必要が生じ、それにより「設置運営事業の実現、運営、投資リターンに著しい悪影響を与える」場合ということになる。

- ・(前略) SPC は、本件事象の存否や対策内容並びにこれらを前提とした事業実施判断について、必ずしも最終的な見極めや確定ができる状況にはなく、かような状況を踏まえ、大阪府・市及び SPC は、同号の条件を充足しない場合には、SPC が、本件基本協定書を解除できることとしたものである。

- ・そのため、万一かような事態が生じた場合において、かかる必要に対して本市が適切な措置（費用負担含む。）を講じないときには、SPC は、19 条 4 項 4 号①に掲げる条件を充足しないものとして、基本協定書を解除することができることになる。

- ・他方で、冒頭記載の通り、19 条 4 項は、SPC が解除権を行使できる場合の条件を記載したにすぎず、いずれにせよ、当該規定によって、本市として「適切な措置（費用負担を含む。）を講」ずべき義務を負っているわけではない。

- ・本回答内容については、SPC においても同様の理解にあることを確認している。

(2022 年 7 月 12 日)